# 会 議 結 果 報 告 書

平成 31 年 1 月 30 日

会議の名称	平成30年度志木市国民健康保険運営協議会(第5回)
開催日時	平成 31 年 1 月 30 日 (木) 13 時 15 分~15 時 00 分
開催場所	志木市役所 4 階 第 3 委員会室
出席委員	中村勝義会長、木下良美委員、鈴木和好委員、田中栄委員 鳥飼香津子委員、相神和子委員、細沼明男委員、 本田憲司委員、木村初子委員、細田行政委員 (計 10人)
欠席委員	蓼沼寛委員、鎌田昌和委員 (計 2人)
説明員	保険年金課:土崎主幹、桜井主査 健康政策課:清水副課長、志田主幹 (計 4人)
議題	議 題 (1) 平成 30 年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案) について (2) 平成 31 年度志木市国民健康保険特別会計予算(案)について (3)条例改正(案)について (4)その他
結 果	議題(1)~(4) について説明、質疑応答。 (傍聴者 0人)
事務局	(健康福祉部) 村上健康福祉部長、村山健康福祉部次長 保険年金課:佐野課長、土崎主幹、桜井主査、村山主事 健康政策課:今野参事兼課長、清水副課長、志田主幹、伴主査、 貫井主査 (計 11 人)

### 審議内容の記録 (審議経過、結論等)

#### 1 開 会

委嘱状交付式

<市長より委嘱状交付>

#### 2 議 題

(1) 平成30年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について <説明>

平成31年第1回定例会に上程する志木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案) についてご説明をさせていただく。資料1をご覧いただきたい。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 321,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 76 億 5,331 万 5,000 円とするものである。

上段「歳入」のうち、5 款 1 項 1 目は、「国民健康保険財政調整基金の利子」になる。 30 年度以降の新しい国保制度においても、国民健康保険の財政の健全な運営を図ることを目的として基金を存続させてきたところであるが、そこで積立されていた額についての 30 年度の預金利子が確定したため、補正を行うものである。

次に、6款1項1目は、「一般会計繰入金」になる。国民健康保険税を算定する際に、低所得世帯に対しては、1人あたりから算定する「均等割額」と一世帯あたりから算定する「平等割額」について、7割、5割、2割を減額させる仕組みがあり、国保制度では、その保険税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れる「保険基盤安定制度」というものがある。その国及び県からの公費分が決定したことから、補正を行うものである。備考欄の「保険税軽減分」は「保険税軽減相当額」を、「保険者支援分」は「保険税軽減の対象となった一般被保険者の数」に応じて公費で賄うものである。なお、「財政安定化支援」とは、保険基盤安定制度とは別に、各市町村の年齢構成差による医療の給付費の増数について、国庫より配分されるものである。

次に下段「歳出」については、確定した国民健康保険財政調整基金の預金利子について、 国保特会から財政調整基金へ積むものであり、補正後の国保財政調整基金の残高は2億1, 281万3,498円となる。

志木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)の説明は以上である。

<質疑応答>

なし

# (2) 平成 31 年度志木市国民健康保険特別会計予算(案) について <説明>

平成31年度志木市国民健康保険特別会計予算(案)について説明させていただく。

資料2をご覧いただきたい。まず表の見方であるが、左が歳入、右が歳出となっており、 それぞれ平成30年度予算との比較となっている。予算総額については、歳入歳出の一番 下となっており、72億6,517万4,000円で前年度予算と比較し5.98%の増となっている。

国民健康保険については、平成30年度に制度が大きく変わっている。半世紀ぶりの大 改革と言われているが、どこが変わったのかも含めて、それぞれ確認いただきたいと思う。

この国民健康保険制度改革において、大きく変わった点が、財政運営の責任主体が都道府県に移ったということである。旧制度では、各市町村がそれぞれ国民健康保険税を徴収し、国や県からの公費を財源とし、保険給付や保険事業などを各市町村毎に行うものであった。新制度においても、保険税の徴収や保険給付については市町村が行うが、その費用、財源については県の特別会計にある財源から保険給付費が賄われることとなっている。どういうことかも含め、歳出②の保険給付費をご覧いただきたい。

保険給付費の総額②の計になる。保険給付費の総額、前年度比 8.99%増の 49 億 1,024 万 7,000 円となっている。保険給付費の一番上、療養給付費から審査支払手数料現物分までが全額、県の特別会計から歳入の③県支出金の普通交付金に交付されるしくみとなっている。このため、予算においても歳出の保険給付費の一番上、療養給付費から審査支払手数料現物分までの金額が、歳入の③県支出金の普通交付金の金額と一致しているわけである。

なお、退職被保険者というものがあると思うが、これは20年以上被用者保険に加入していて、その後国民健康保険に加入した者の給付費の一部が被用者保険より賄われる制度があった。この制度は平成27年3月をもってすでに廃止となっているが、現在も経過措置が継続しており、志木市においては平成31年度は1名該当者がいる見込みである。

このように市が行う保険給付の費用は、一部を除き全額県より賄われるわけだが、その県の特別会計の財源は、市町村が国保事業費納付金を県へ納付することとなっており、それが歳出③である。平成31年度予算については、前年度比0.14%増の21億1,138万3,000円となっている。こちらの算定方法については、昨年度の運営協議会で説明させていただいたわけだが、再度簡単に申し上げると、平成31年度県が必要とする保険給付費を県が算出し、そこから国の交付金等を除した最終的に必要な額を県が算定し、それを県内市町村の被保険者数、被保険者の所得水準、医療費水準等を用いて按分し、県が示すこととなっている。

続いて歳入の①国民健康保険税だが、今年度ご審議頂いた新税率を用いて積算している。平成31年度についても、左下にあるように被保険者数は減少を続ける。このため、合計については1.31%減の15億6,077万4,000円としたところである。なお、この資料

の他に参考資料を付けさせて頂いている。こちらについては今年度の運営協議会にて使用 した志木市の税率の推移である。続いて歳入の②国庫支出金についてである。

旧制度においては、国から市に入る負担金や補助金が多々あったが、新制度においては、 県が一括して国に申請し、県が一括して交付を受ける。市町村間の調整については、国保 事業費納付金の算定の中で行われることとなっている。従って、平成31年度予算につい ては、災害臨時特例補助金と税番号制度システム補助金のみとなる。災害臨時特例補助金 については、東日本大震災により当時引っ越しされた方の保険税と一部負担金の減免に対 する財政支援であるが、平成31年度対象世帯がいるかどうかは現時点ではわからないた め、科目設定のみとなっている。税番号制度システム補助金については、税制改正による 庁内システムの改修費に対する財政支援である。

続いて③県支出金の特別交付金の内訳について、保険者努力支援、特別調整交付金、県 繰入金、特定健診等負担金となっている。市町村の取り組み状況や特別の事情がある場合、 また特定健診にかかる費用がある場合交付されるものである。

続いて④の繰入金についてだが、これについては一般会計からの繰入金と基金繰入金がある。更に一般会計からの繰入金には、繰り入れなければならないと法定化されているものとして、保険基盤安定繰入金、事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金がある。その他繰入金として、所謂法定外繰入と呼ばれる各自治体の判断で繰り入れる繰入金がある。これらを合わせ、繰入金総額は前年度比3.71%増となっている。

なお、保険基盤安定繰入金と先ほど補正のところでもあった保険基盤安定制度については、低所得者に対する国保税の軽減相当額、保険税を算定する上で、所得に応じ7割、5割、2割保険税を軽減するしくみがあり、その分を公費で補填する保険税軽減分というものと、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて公費で補填する保険者支援分というものがある。両方とも国、県から一般会計に入り、市の負担分も含めて一般会計より国民健康保険特別会計へ繰り入れるものである。

その他の項目として、歳出の①の総務費については事務に要する費用である。一部について歳入の事務費等繰入金より一般会計から繰り入れを行っている。②保険給付費の審査手数料については、医療機関よりレセプトが市に届く前に、県の連合会が審査を行っているが、その手数料である。現物分とは、保険証提示により医療を受けた際の市が医療機関に支払う保険給付費である。出産育児一時金については、一子につき原則 42 万円支給する法定任意給付であるが、その3分の2相当額を一般会計より繰り入れることとなっている。保険事業については、後ほど改めて触れさせて頂く。当初予算については以上である。〈質疑応答〉

委員)歳入の一般会計からの繰入金についてだが、3億2,110万8,000円については法 定繰入金、市の裁量によって繰り入れる法定外繰入金は、その他の1億9,800万 円であるかと思うが、これが国民健康保険税では足りない部分と言う認識でよいか。

事務局) その通りである。

- 委 員)30年度について、その他が平成30年度予算について0円となっているのは何故か。
- 事務局) 平成 30 年度については、基金を充てていたため、法定外の繰り入れを行う必要がなかった。保険給付を目的として積み立てていた基金であったが、国民健康保険の都道府県化に伴い、保険給付費はすべて埼玉県から支給されるため、基金を積み立てる必要がなくなった。このため、そちらから繰り入れを行った。その結果、法定外繰入を行う必要がなかった。
- 委 員)歳出の③国保事業費納付金についてだが、合計で21億1,138万8,000円とあるが、 本算定後、金額に差が生じた場合は補正するのか。

事務局)国保事業費納付金額に差が生じた場合は、補正での対応となる。

#### (3)条例改正(案)について

#### <説明>

資料3をご覧いただきたい。平成31年第1回定例会に上程する「志木市国民健康保険税条例に関する改正(案)」について、ご説明をさせていただく。

資料3は、新旧対照表であり、右側「旧」が現行の国民健康保険税条例で、左側が改正 (案)となっている。この改正(案)は平成31年4月1日施行となるものである。

内容としては、これまで運営協議会でご審議いただいていた「保険税率の見直し」と「賦課限度額の見直し」が主なものとなっており、「参考資料」を併せてご覧いただきたい。

「資料 3」の第 2 条は「医療分の賦課限度額」であり、参考資料にあるように、54 万円から 58 万円へ改正となる。

第4条から第10条までは、参考資料にある、それぞれ新税率への改正内容となっている。

第22条は、国民健康保険税の算定においては、所得が低い世帯には「均等割額」及び「平等割額」を7割や5割や2割に軽減する規定があるが、均等割額及び平等割額が改正されることに伴ってその軽減額が変更になる旨の内容などが規定をされている。

第23条の2はマイナンバーによる情報連携により把握できれば、手続きの際に一部添付書類が不要とすることもできるという内容で、国からの通知に伴って改正するものとなっている。

なお、運営協議会に諮問させていただいた内容の中で、「多子世帯における一部減免措置」については、これまで貴重なご意見をいただいたところである。その中で、一定の事由に該当することを理由として減免することについて、地方税法における趣旨に照らして

どうなのか等の意見も踏まえ、現在、所得要件も入れた「給付金(「国保多子世帯応援給付金」)」という形で進めているところである。これは、対象世帯に対して、年度末になってしまうが、減免相当額を現金(振込み)で給付させていただくものである。

現在、取扱い要綱の作成中であり、今回の条例改正(案)には含まれていないことをご 報告させていただく。

条例改正(案)に関する説明は以上である。

## <質疑応答>

委 員)国民健康保険税の賦課限度額が、平成30年度の法定額まで上がるということでよいか。

事務局) その通りである。

#### (4) その他

国民健康保険の保険事業について

#### <説明>

お手元の第2期データヘルス計画概要版の2、3ページをご覧頂きたい。データヘルス計画については、平成25年に日本再興戦略において、すべての保険者に対してデータヘルス計画の策定が示されている。高齢者の医療の観点に基づく保険事業の実施に関する指針において策定している。PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業の実施より評価を実施することとなり、第1期については平成28年度から平成30年度、第2期については、平成30年4月よりスタートさせて頂いているところである。その下の特定健康診査の計画については、特定健康診査とは平成20年度から事業開始となっている。それに伴い、この計画についても、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が策定する計画である。1期が20年から24年、2期が25年から29年、3期を30年からスタートさせている。

それでは4ページをご覧頂きたい。こちらは志木市の概要である。1の志木市の人口であるが、志木市の人口は微増している。棒グラフが年齢別に色分けされたものである。注目して頂きたいのが、緑色の前期高齢者、オレンジ色の後期高齢者である。また緑色の折れ線グラフが前期高齢者の割合、赤色の折れ線グラフが後期高齢者の割合である。折れ線グラフの重なる部分をご覧頂きたい。平成31年度に前期高齢者と後期高齢者の逆転が予測されている

5ページをご覧頂きたい、4の死因別死亡の状況についてだが、志木市においては悪性新生物、心疾患、肺炎の順となっている。下の5の医療費についてだが、全国と比較すると低いが、埼玉県と同水準である。次に6、7ページをご覧頂きたい。こちらは志木市の健康課題である。特定健康診査と特定保健指導の実施状況である。志木市の特定健康診査の

実施率は青い折れ線グラフで、国の実施率よりは高いものの、埼玉県の実施率を下回っている状況である。また、特定保健指導については現在、国と埼玉県の実施率を下回っている状況である。

次に 10、11 ページをご覧頂きたい。こちらは国の設定した目標である。赤くなっているところが市町村国保の平成 35 年度までの目標である。特定健康診査と特定保健指導のいずれも実施率 60%が目標値となっており、目標にはほど遠い状況である。10 ページ下の表は、年度ごとの目標値となっており、平成 29 年度においては法定報告値 40.6 %であり、平成 30 年度の目標値である 40%を超えることができた。

いずれにしても、11 ページにある受診率向上対策を行っていき、少しでも受診率が向上 するよう努めていきたい。

戻って7ページをご覧頂きたい。受診率向上は医療費の適正化にもつながるが、保健師、 栄養士等専門職が早期に介入することができるため、そういった機会を増やしていき、健 康寿命の延伸につながるように事業へ取り組んでいきたい。

志木市の疾病別医療費の割合は、循環器疾患の医療費が大きくなっている。次いで癌の 医療費が高くなっている。その下の生活習慣病の医用費の割合を見て頂くと、全体の医療 費のうち25%を生活習慣病の医療費が占めている状況である。

8、9ページをご覧頂きたい。データヘルス計画については、今説明した医療費を抑制するために1から4の対策を設定し、保険事業を展開していきたいと考えている。

それでは引き続き重点的な保険事業と次年度の新規事業について説明したいと思う。 埼玉県と共同で行っている生活習慣病重症化予防対策事業について説明したいと思う。 ご存じかと思うが、糖尿病は悪化すると目の網膜症や壊疽血管障害を引き起こす。もう 一つの合併症である糖尿病性腎症による人工透析の導入は生活に大きく支障をきたすほ か、莫大な治療費がかかるため、医療保険の運営に大きく影響する恐れがある。埼玉県は 全国に先駆け、糖尿病性腎症の重症化予防対策に着手しており、予防プログラムを策定し、 現在では県下49市町で事業を行っている状況である。この取り組みは平成30年6月、国 の骨太の方針においても、先進優良事例として上げられている。志木市においても重症化 予防対策事業を平成26年度から実施しており、今年で5年目となる。この度厚生労働省 より、この事業に関し取材を受けた。昨年末、志木市の取り組みが掲載された調査報告書 が公表されている。お手元にお配りした資料4がその報告書である。

また、昨日埼玉県が主催する重症化予防対策事業説明会において、医療費抑制効果の実施状況と分析結果についての報告があった。埼玉県の国保加入者のうち、人工透析の患者が3,200人、そのうち4割は糖尿病の悪化による腎不全が原因とのことであった。また、医療費については人工透析に移行する前の月額医療費に比べ、人工透析を導入すると平均して月額43万円の増加となり、年額にすると約500万円医療費が増加するという報告があった。国保加入者の健康増進の保持と医療費適正化の観点から、この事業を保険事業の

中の重点として位置づけ、今後も取り組んでいきたい。

続いて平成31年度の事業についてご説明させて頂く。先ほど、特定健診、特定保健指導の実施率について報告したが、特定保健指導については未だ埼玉県の平均を下回っており、朝霞地区4市の中でも残念ながら最も低い状況である。そこで、来年度は和光市や新座市でも効果を上げている集団検診後の結果説明会を実施することとした。現在、特定健診や癌検診を集団検診で受けた方については、結果を個別に郵送しているが、来年度からは結果説明会日を設け、検診の結果を説明会場にてお渡しすることで、受診者に直接検査紙の見方や必要に応じて受診勧奨をすることができる。また、特定保健指導の対象者の方には、その場で保健指導の初回面接を行うことができる。

2つめの新規事業、診療情報提供事業について説明させて頂く。この事業は、特定健診を受けておらず、かかりつけ医で定期的に検査をしている方に対して、本人の同意の下、 検査データを医療機関等を通じてご提供頂くことで、受診率向上につなげるものである。 説明は以上となる。

#### <質疑応答>

- 委 員)特定保健指導、特定健診の受診率の向上に関して、何か県や国からインセンティ ブはあるのか。
- 事務局) 資料 3 の歳入の県支出金をご覧頂きたい。こちらに括弧書きで保険者努力支援と あると思うが、こちらは収納率の向上等でポイントが付き、ポイントによって交 付金が交付されるが、こちらの中の保健事業の中に特定健診の受診率が向上して いるかを見る項目がある。